

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

イラク戦争反対の声、今高く

米軍看護士の手記から

笹山 久三……2

ILO勧告の実態

—「中間報告」と「第二次勧告」—

編集部……3

自分をつくりなおす

—改憲国民投票と市町村合併(二)—

藤原 了……5

本当によいのか 人事制度改革

……10

質問

……10

再び、「人権」「環境」を考える

滝野嘉津子……11

—つくば市の「のりのりバス」乗り込み顛末記—

読者からのおたより

……13

旬刊 社会通信

NO. 896

二〇〇四年三月二二日号

二〇〇四年三月二二日発行
(毎月一日・二二日・二二日三回発行)

イラク戦争反対の声、今高く

米軍看護士の手記から

とうとう、自衛隊がイラクへ行ってしまった。多くの国民の声を踏みにじつてである。小泉総理は口を開けば「国際貢献」というが、この戦争には大義がない。大量破壊兵器も未だに見つかっていない。見つからないと言うより、最初からないのである。ブッシュの狙いは、大量破壊兵器の根絶ではなく、最初から石油なのだ。

イラクには、世界第二位の産油量があり、潜在埋蔵量は世界一とも言われている。この石油を支配して、OPEC（石油輸出国機構）を崩壊させ、一バレル（ドラム缶一本ほど）三千円ではなく、一千円程で入手する作戦なのである。つまり、あからさまな侵略なのである。だから、フセインを捕まえても軍を引き上げようとしないうし、居直り強盗のように居座り続けているのである。

誰が何と言おうと、アメリカの軍事力によるイラク支配に自衛隊を送り込むのは、侵略行為である。戦争が始まってから、これまでに死亡したイラク人は一万六千人であり、そのうち、一般市民は一万二人である。そして開戦から今日までに死亡したアメリカ兵は五百五十人に近く、戦争終結宣言から今日まででさえ、二百五十人以上が死亡している。そして、現在も毎日のように戦死している。連合軍がナチスドイツに勝利して占領したときのアメリカ兵の戦死者はゼロなのだから、現在のイラクの状況は、まさに戦争状態なのである。死亡者の数は報道されているが、負傷者は無視されている。ここに、米軍看護士の手記がある。全文紹介する。

「私はワシントンDCにあるウォルターリード陸軍病院の看護隊大尉です。

当院には、道路脇の仕掛け爆弾の爆発やカラシニコフ自動小銃の銃撃で重傷を負った兵士がイラクからドイツ経由で次々と空輸されてくるので、緊急治療室は、いつも半分以上埋まり、空きベットをつくるために患者を無理やり一般病院へ移さなければなりません。彼らの多くは既に手や足を失ったり、失明したり、大量の輸血を受けた状態で、人工呼吸器をつけて運び込まれます。

勇敢な兵士たちのお世話ができるのは光栄です。けれども、この人たちとご家族のこれからの人生を思うと胸が潰れます。これほどの犠牲をはらっても国のためになったわけはなく、負傷者の痛みや悲しみとひきかえに一握りのひとがさらに富と権力を増やしたにすぎないのです。やりきれない気持ちしが陸軍病院の看護士の間にも広がっています。

マスコミに対する締め付けはきびしく、本当の真実はごくわずかしら報道されています。伝えられる死亡者の数は正確かもしれませんが、負傷者については完全に無視されています。ほんの一例にすぎませんが、当病院の現状をどうしても皆さんにお知らせしなければと思います。

ここは、入場規制がそれほどきつくないので、来ていただければすぐにわかりますが、不具になった若者は夥（おびただ）しい数にのぼります。入院中の息子や夫に面会にくる家族の姿を目にすれば、もう誰も見て見ぬふりをすることはできないでしょう。若い妻や婚約者が患者に泣いてすがるのを見るほどつらいことはありません。

数週間前イラクに行くまでは元気だった愛しい人が、両足を切断され腹部には手術の痕

を残して生死の境をさまよっているのです。
兵士の皆さんに神のご加護ありますように。神様、どうか、この狂喜の沙汰を終わらせてください。」
(笹山 久三)

I L O 勧告の実態

—「中間報告」と「第二次勧告」—

国労本部は最高裁判決後の闘いをどう構想しているのだろうか、具体的提起があるのだろうか、二月十六日、国労本部がおこなった「ILO勧告を履行し、政治と政府の責任においてJR不採用事件の早期解決を求める集会」に出席した。集会の位置づけは「解決の意志結集をはかる新しい闘いの出発点」ということだったが、期待は「新たな訴訟の準備も」と期待を持たせる発言に終始した中央委員会から一歩も二歩も後退し、具体的提案はなに一つなかった。

集会の雰囲気は「団結の大合唱」、その中味はといえば①決まった方針は組織的に、②ILO一点で大同団結し、③二度と不団結の要素はつくらないというだけ。一月三十一日の中央委員会での①闘いは継続、②法的措置の抽象的空文句からも後ずさりしているとの印象だ。きわだったのはILO勧告の履行を求めるとの主張である。

二つの「勧告」 ILO勧告の完全履行だって?! ILOは国鉄闘争でどういう勧告をおこなったのか。大きく二つである。一つは、一九九九年十一月十八日の「中間報告」、もう一つは二〇〇〇年十一月十七日の「第二次勧告」だ。中間勧告は、国労の詳細な申し立てにたいし、政府のおざなりな回答に、ILO結社の自由委員会は結論として、
①委員会は、採用時に差別（とそれに引き続く失職）があったという申し立てが国鉄民営化の状況のなかで生じていることに留意する。

②委員会は、七千六百人がJRに採用を拒否されて清算事業団に配置換えされ、後に、一九九〇年四月、千四十七名が解雇されたと申し立てを政府が拒否していないことを留意する。

③委員会は日本政府にたいしこの点について追加情報を提供するよう要請する。

として、「不当労働行為はあった」との認識のうえに、ILOは日本政府にたいし、「当該労働者が公正に補償されることを確保し、当事者に満足のいく解決に早急に到達するよう、JRと申立ての組合間の交渉を積極的に奨励するよう強く主張する」との勧告をおこなった。中間報告では国労の主張がほぼ入れられていたのである。

第二次勧告では事情は一変する。原告（国労）の追加情報は「おざなり」で、政府答弁は形式的に詳細をきわめた。国労の追加情報に比し政府答弁は約八倍。政府は労使協議に全力をつくした。したがって、差別はないと主張したのだ。

首切りは「自由」 ILO、そしてEU諸国の解雇規制は日本よりはるかにきついと誤った見解が流布されている。国際問題、外交はたいへんに困難な問題だ。語学を自由に駆使できることばかりか、専門的知識が求められる。形式論ではプロの外交官（ILOの労働官僚も同じ）に太刀打ちできない。それに対抗できるのは国論を二分する大衆運動だけである。

幻想を流布しているのは日本共産党系のメディアである。共産党の新綱領でも主張され

ているのが、「ヨーロッパにはルールある資本主義がある。日本にはない。だから、日本にもルールある資本主義をつくる。それが『社会主義』と、デタラメの主張をくり返す。ILO、EU解雇規制の実態はどうか。

EU諸国では一九七〇年以降、「ソーシャル・パートナー」との言葉がもてはやされる。労「使」、政労「使」はパートナーというのである。それをいち早く実行したのがオランダのワークシェアリング（ワッセナー合意）だった。オランダの労「使」関係は、第二次大戦直後から「ソーシャル・パートナー」、労「使」協調論である。

ILOは第一次世界大戦後の国際連盟成立と時を同じくして発足した。この時期は、労資の対立が世界を揺るがしていた時。その基本認識は労と「使」は対立する。その証拠に法文には「労働者」、「使用者」とある。現在の日本流の「働く人」「生活者」とはエライちがいだ。

EU「解雇規制」、ILOの基本はなにか。きわめて単純。労働者なら誰でも本能的に知っていることだ。労と資（使用者）は対立する。資には労と首切る自由がある。なぜかといえば、労働力商品を買う買わないは資本の裁量。しかし、首切り「自由」では矛盾は拡大する。それじゃ、社会秩序は不安定になると、労と資の協議を「てっぺい」することを求める。首切りには「労資協議に務めなさい」というだけのことである。

「不当労働行為はなかった」 政府は「詳細」な答弁書を「中間報告」後、ILOに提出した。国際機関は各国政府の拠出金で成り立つ。日本政府にILOからの離脱を考え、実行する余裕などまったくないが、二〇%をこえる拠出金の日本をILOが無視できるわけもなく、「中間報告」では、日本政府への「自重」を促したのだ。結果、第二次勧告は姿、形を一変させた。第二次勧告はこう結論する。

① 国労、全動労は広域異動という国鉄の計画を受け入れなかったことに委員会は留意する。

② 国労、全動労の組合員の多くは他地域への広域異動を拒否したためにJR各社（とくに北海道、九州会社）に採用されなかったと考えられるので、反組合的な差別行為の問題が生じているというとはできない。

③ 委員会は与党（自民党を含む）と社会党との間の協議が二〇〇〇年五月三〇日の四党合意の採択に帰着したことに留意する。

との解釈から、「不当労働行為はなかった」に全面修正したうえに、第二次勧告はこう結論する。

① 委員会は関係当事者全てに、当事者全員が満足し、当事者の労働者の公正な補償が確保される解決策に到達することを望む。

② 二〇〇〇年五月三〇日に採択され、JR各社と原告の間の交渉を奨励することを目的とした「四党合意」を受け入れるよう促す。

ILOは、① 不当労働行為はなかった、② 四党合意（JRに責任なしを国労が認めた）受け入れを前提に、「公正な補償が確保される解決策」を結論しているのだ。

この時は東京高裁で裁判中、しかし、高裁判決を経て、今では最高裁判決も「国労敗訴」となった。ILOは第二次勧告で「政府は充分な協議をおこなった」と、「不当労働行為なし」と結論した。この最高裁判決がILOに与える影響は小さくない。国鉄闘争勝利の要は、強く、大きく、国民世論を揺さぶる国民的運動である。

自分をつくりなおす

―改憲国民投票と市町村合併(二)―

合併は「離婚できない結婚」

財源についてはくどいほど強調されている。「基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源を確保するよう配慮するものとする。」そしてわざわざ「課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象団体ともしないこととする。」と強調されている。法人格を有する地域自治組織が、将来分離して小さな基礎自治体として独立することを許さない仕組みにしている。地方自治法第七条「市町村の配置分合及び境界変更」には「①市町村の配置分合または市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならぬ。」となっている。法人格を有する地域自治組織が旧市町村としてよみがえることのないように、慎重にも慎重を期しているのであるかのような記述である。

ヨーロッパでは一般に合併後の分離が容易であり、また一定期間「お試し合併」もあつて、その上で合併するかどうか住民が判断できる国もある。日本の場合このまま法律となつてしまえば合併は「離婚できない結婚」・「釣った魚に餌はやらない」という悲劇となる。

第二七次地方制度調査会答申の本質は、小規模自治体つぶしを促進し市町村合併の後押しにある。そのため、大都市問題は先送りされた。第一回総会で小泉首相が提起した政令指定都市の都道府県議会議席問題は何と、消えてなくなつた。

府県制廃止の前提条件としての市町村合併

都道府県については、記述が多いものの、「近年においては経済のグローバル化、産業構造の変化などを背景にして、広域の圏域における戦略的かつ効率的な行政が求められるようになっており、また市町村の規模、能力が拡大しつつある中であつて、広域自治体としてのあり方が改めて問われるようになってきている。」(21頁)と市町村合併による広域基礎自治体が前提とされた上での府県合併が道州制の通過点として位置づけられている。

第二八次地方制度調査会は「道州制」をテーマとして発足する予定である。しかし、その入口は、あくまで市町村合併による基礎自治体の広域化である。これが達成できなくては道州制へは進めない。

逆に言うと、現在、主戦場は市町村合併であるが、ここで敗ければ、府県合併は容易であり、道州制への移行は早い。第二七次地方制度調査会は、小規模市町村をつぶし、広域基礎自治体をつくり出すための合併を促進するために二年間の討議を終えた。私は公開された議事録を全て読んだが、最終盤のやり取りはまだ出ていない。しかし答申をつぶさに読めば、大体のところは想像がつく。

何のための市町村合併なのか

なぜ市町村は合併させられようとしているのか。幾つかの理由をこれまで公開された議事録は明らかにしている。具体的には、広域合併によって人口が増え、基準財政需要額(支出)の段階補正の割り増し率を落とすことにより、小規模町村については基準財政需要額

から基準財政収入額を差し引いた算式による地方交付税額を劇的に減らすことができる。それによって地方交付税の配分を地方から都市へと移動させることも出来る。また合併推進派理論家達はそれしか国の地方交付税特別会計の赤字は解消できないと決めてかかっている。

地方交付税法の脱法行為

地方交付税法には、逆のことが書いてある。「第六条第三項② 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第一〇条第二項本文（地方交付税の算定式）の規定によって各地方団体について算定した額の合計額と著しく異なることとなった場合において、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正または第六 条第一項（交付税を構成する法定五税）に定める率の変更を行うものとする。」国は地方交付税法に違反し、法定五税の税率引き上げを行わず、交付税特別会計で生じた赤字は借金によって穴埋めをしてきた。地方六団体代表は第二七次地方制度調査会の中で、この点を強く主張すべきであった。地方交付税法に書いてあるとおり、法定五税の率の引き上げによって赤字を解消せよと迫れば済んだ話である。突くべきポイントを外すとたんに守勢に立たされる。囲碁の陣取りと同じである。

地方交付税特別会計はわざと赤字を累積されたのである。地方交付税総額の引き上げを行わないのであれば、支出の削減策に従わざるを得ない。

地方交付税改悪の政治的要因

これまで公開された議事録からは、政治的要因も読みとることができる。それは、国会議員の定数訴訟に端を発し、おおむね衆議院では、有権者人口比二倍程度までを合憲とする判例が最高裁で確定し、小選挙区の区割りは、それに基づいて行われている。すると、高度成長時代に比べ都市部の議席が相対的に増加することになる。その都市部における自民党の敗退が続いており、特に前回（九八年）の参議院選挙で東京の自民党の議席がゼロとなった事が契機となり、野中元自民党幹事長がその原因を「交付税の地方への過剰配分に由来する」と発言した。

自民党は、国が都市部から税金を引き上げ、財源の不足する地方に交付する現行の税金の流れを止めなければ、安定多数を単独で確保できないと考えている。しかし憲法第二五条に基づいた現行地方交付税をばつさり改悪することもまた難しい。そこで、地方の市町村を合併させ、地方に振り込む地方交付税額を減らすことによって、都市部で税金を使い、集票することが要請されている。これが、今回の平成の大合併の主たる原因である。この点では全国町村会とも認識が一致している。

第二七次地方制度調査会が二〇〇三年七月三日大阪で開催した意見交換会の席上、木原堺市長は「堺から上がる税収の多くが全国に配分されているということになりますので、都市的財政需要が年々高まっている中、何とか都市の税財源拡充、あるいは税源充実にご尽力いただきたい。これが三位一体改革というふうには理解しております。」と述べた。これでは、地方交付税は成り立たない。しかし、あえて「都市対地方」の対立フレームを際立たせてみたのである。都市住民が地方住民に税をまわすなど主張したことになる。

「廃県置藩」と小選挙区制

加えて、小選挙区制成立時からの目的である「廃県置藩」がある。衆議院小選挙区のト
ップ当選者は、領国支配者としての意識を持っている。自分の上に都道府県知事が君臨す
る構造が気に入らない。将来は定数一八〇人の衆議院比例区も廃止し、参議院も廃院の予
定である。廃県を前提とした場合、基礎自治体の広域化が必要である。こうして三〇〇小
選挙区〓三〇〇市であればよいという発想が生まれてくる。

日米構造協議によってつくられた地方財政赤字

ある意味では、地方財政赤字はつくられた赤字として積み上げられた。一九九〇年六月
の日米構造協議における今後一〇年間で四三〇兆円の公共投資計画、(後に一九九五年度
から二〇〇七年度までに六三〇兆円に引き上げられた)によって、国は地方単独事業の起
債を認め、後年度交付税措置するとしてきたが、全額を面倒見たわけではない。これが九
〇年代後半から、地方債の残高が累積する要因である。

そして、九八年から地方交付税の段階補正を四千人で割り増しを打ち止めし、二〇〇二
年度からは、事業費補正の見直しと合わせ、三年間で割安な行政を行っている。2/3の
団体の平均で段階補正係数をさらに落としてきている。これらは小規模自治体ほど打撃が
大きい。そのような中、経済財政諮問会議で国庫補助負担金・委託費の縮減と廃止が四兆
円とアバウトに示された。この部分は種類によって市町村と都道府県への影響が違い、も
めるのは必至である。その後で、地方へのたばこ税の税源移譲がほめかされているだけ
である。三位「一体」改革とは、ワンセットで行われているのではなく、時間差攻撃とし
て現れている。合併を仕向けるための計画的犯行ともいえる手口である。

合併一六年後は地獄

地方の首長や議員は地方税財政制度を理解していない人が多く、不安を煽られ、合併す
ると「お得な」合併特例債が発行でき、一〇年間は地方交付税の合併算定替えがないので
財政的に何とかなると勘違いをしている。真実は逆である。合併すれば一六年後から地方
交付税は、類似団体並み一本算定となり激減する。ひどい例ではこれまで交付された額の
一割しか旧町村分としては降りてこなくなる。

合併しなければこんな地獄を見ることはない。合併特例債を一〇年間、限度一杯借りる
と、交付税が減り始めた頃、償還期間のピークを迎える。ここで合併自治体は破綻する。
それは目に見えている。だから合併自治体の新市長は一年目から大合理化に励むのだが、
今後、税源移譲はあったとしても課税客体に乏しい中山間地の合併自治体が財政破綻する
ことは避けられない。

合併推進派はそのことを知っているが、日本中で合併が進み、至る所で合併自治体財政
が破綻するのであれば、国が何か手を出してくれるものと期待している。まさにそのとお
りであって、今後、国は「自治体破産法」を準備し、財政破綻した自治体を廃止し、自動
合併によって三〇〇市にまとめ上げていくのである。つまり三〇〇小選挙区の国会議員(一
院制)が国を統治し、三〇〇市長が広域市を統治する。この時には既に、府県制は廃止さ
れ、道州制によって一つの道州が三〇〇市を管轄する。

一市当たりの人口を三〇〇五〇万人に設定しておけば、定数訴訟の枠に収まる。その意
味では、将来大都市の分割が予定されている。この攻撃も時間差攻撃である。小規模市町

村合併から廃県・府県合併・道州制の導入そして、大都市分割の順番である。

この「自治体破産法」は経済財政諮問会議の本間委員(大阪大学教授)の主張であるが、自治労の研究機関である自治総合研究所の高木健二氏もその著書「交付税改革」(敬文堂161頁)の中で「自治体破産法などの整備は必要なのかなどの検討も必要であろう。」と調している。労使協調の自治労「21世紀宣言」はすでに実践されていたのである。

「この国のかたち」をアングロサクソン型に

「この国のかたち」を変える大構想も、もとは小選挙区制の導入から始まった。有事法制与党である自公・民二大政党は改憲与党でもある。政権交代可能な二大政党政治とはアメリカやイギリスのように、中央官僚による不変の政策遂行体制のことである。

小沢一郎のいう「普通の国」とは、いつも途上国の内紛に介入して利権をむさぼり、侵略戦争を仕掛ける国のことである。

改憲国民投票を機に「社会的弱者の第三軸」を

この反動化をくい止めるには、衆議院比例区で議席を得るために弱小政党が小選挙区に乱立している現状を改め、逆にまず小選挙区で勝とうとしなければならぬ。小選挙区は三〇〇あるが比例代表区は一八〇しか議席がない。三〇〇を捨て一八〇で勝負している限り二大政党は安泰である。地方では地方自治を守る保守派の候補者が、都市部では、護憲の革新候補が、三〇〇小選挙区に立候補し、その候補者擁立団体が一つの政党名または政治団体名で衆議院各ブロックの比例区に名簿を提出するのである。

小選挙区制を廃止し、中選挙区制に戻すまで「国共合作」するしかない。首長選挙もできるだけ統一候補で闘う。この大胆な妥協ができれば、改憲も廃県も都市分割も三〇〇市も、全て中央官僚の設計したとおりの社会となる。どちらにせよ我々は二つの妥協を選択するよう迫られる。一つは二大政党に飲み込まれる形の、もう一つは我々自身の政治的第三軸を作り出すための。どちらを選ぶも自由である。だが、二大政党制に巻き込まれる場合には有事法制も憲法改悪も認めてゆかねばならない。この場合、妥協というより政治的死滅となるだろう。私は自分を生かすために第三軸を作り出すための妥協の方に未来を見いだす。

第三軸を作り出すための大胆な妥協ができるためにはもう一回敗北による学習が必要である。二〇〇四年夏の参議院選挙も護憲派はバラバラに出馬して敗北する予定だ。学習期間はここまでである。次期通常国会に「憲法改正国民投票法案」が提出される予定となっている。次期通常国会期末には衆議院憲法調査会報告が前倒しで提出される。二〇〇五年には合併特例法が失効し、さらに合併にむけた新法が制定され、この年、自民党は改憲法案をまとめる。そして改正憲法案の国民投票は、これ以降いつ実施されるのか、鍵は相手側が握っている。

第二八次地方制度調査会は道州制の導入を答申し、早ければ、二〇〇六年から府県合併が始まる。二〇〇七年春に統一地方選挙そして夏には参議院選挙が確定している。総選挙はいつあっても不思議ではないが、この参議院選挙と同日選挙に設定する可能性もある。このとき自民党と民主党の間で改憲案の修正合意ができていれば現行憲法の中核部分について衆参同日選挙とセットで第一次改憲案を国民投票にかけてくるかもしれない。二大政党の教育宣伝効果は相乗効果として現れると期待され得る。

我々は、この政治日程を逆算しながら、各年度の総括を重ね、大胆な妥協による、緩やかな政治的連合体を「決戦」の憲法改悪国民投票に合わせて、準備しなければならぬ。まさに崖っぷちの大ピンチが大胆な政治的妥協を生み、政治的第三軸をつくり出す。どんな戦争も開戦時期を逆算して準備される。

誰かが儲けている

最後に政・財・官・報・学・「労」六大権力グループが「この国のかたち」を変える経済的動機にふれておく。

戦後、物不足から始まった日本経済は、モノをつくることによって、同時に売れていく社会でこそ成長可能であった。月賦販売という信用供与は、低賃金社会の中でモノを売るシステムであった。しかし、一人に何台も車やテレビ、白モノ家電や携帯電話やパソコンが必要とされるであろうか。耐久消費財の国内需要はやがて頭を打つ。余ったモノを輸出すれば後で為替が変動し、帳尻を合わされていく。財の生産は資本輸出を引き起こす。こうして地方から外国へ工場は出ていった。

モノの生産に携わっていた人口は、生産性の上昇とともに、サービス部門に移っていく。しかし、サービス部門はこれまで一定割合を公共団体が供給してきた。国と地方のサービス部門を破壊し、民間に参入させようという圧力はここから生じている。「民でできることは民で」という社会が実現するためには、これまでの「公」を破壊しなければならぬ。市町村合併も廃県も民間参入の必要条件である。資本はあくことなく投資先を求めているのである。

第二七次地方制度調査会の諸井会長は、太平洋セメントの相談役である。合併特例債事業では新庁舎や道路、橋、トンネル、公園、文化施設に大型公共投資が行われる。鉄とセメントが売れる計算である。

太平洋セメントはNECのDVD—R八倍速ドライブを子会社のサンシン電機マレーシア工場で生産する。合併によって新市は新しいコンピュータのハードとソフトを購入することになる。太平洋セメントはコンピュータ部門にまでしっかり参入しているのである。高知のPFI病院は、市立・県立病院を統合してつくられる。落札した主幹事会社はオリックスだった。一つの病院だけで三〇年間で二千六百億円が公から民へ移される。オリックスの宮内会長は総合規制改革会議の議長でもある。

自社や自業界に「公」の仕事を取りたい民間人が国の審議会を牛耳っている。

「備えあれば憂いなし」これもよく考えてみなくてはならない。日本のモノづくり大企業はほとんど軍需産業でもある。防衛予算をたんまりつけて、公的年金・健保を破壊すれば、このサービスも民間の手に移る。市町村合併からは日本の現実と未来そして、我々が切り開かなければならないもう一つ先の未来が見えてくる。

自分をつくりなおす

「これまで」の思考方法の限界が今、閉塞感として我々を包んでいる。小選挙区制で勝つためには中選挙区制でつくられた歴史的な「思考の障壁」を打ち破らなければならぬ。もし自分がそうつくことに決めたなら、まともな社会、平和な社会はネットワークで人々がつながることによってできてしまう。「ねばならない」ではなく、そうやってしまおう。我々が自分自身を制度設計し直すならば、そうしかならない。

さあ、市町村合併から議論を始めよう。「議員が減ると住民の声が拾えない行政となるのではありませんか。」・「一六年後、この地域に来る地方交付税はどのくらいに減少していますか。その時、類似団体はどこですか。」。それに対しては、合併協は「新市が考えるもの。」と回答してくる。「では、こちらで類似団体を推定し、一六年後の地方交付税額を予想してみましよう。」合併協が出来たら終わりなのではない。どんどん合併協に質問していこう。たとえ合併してしまっても兵庫・篠山市職労のようなになる。篠山市では合併初年度から息づく間もない猛烈な合理化攻撃で闘うしかない状態へ追いつめられていった。

合併市町村は例外なくどこも、たたかうしか人らしく生きてゆけない状態になる。企業内労働運動は限界を露呈し、外へ助けを求められなくなる。合併したら終わりでもない。住民も職員も困り果てる。そこから改憲阻止の政治連合形成のうねりが始まるのである。そして我々は旧来の壁を打ち破ってネットワーキングしてゆく。強制合併がこの情勢を作り出したのである。楽しくやろう。

(兵庫自治体運動研究会 藤原 了)

本当によいのか 人事制度改革

「新人事制度」は「職員が潜在能力を一〇〇%発揮すれば、それが事業業績に結びつくとともに職員の人生ももっと充実したものになる」制度だそうです。本当にそうなるのでしょうか？

その狙いは総額人件費の削減を前提に。①賃金が相対的に高い中高年層を整理する、②本務者を減らして賃金が低くて整理し易い不安定雇用労働者(非常勤・短時間・委託・受託・受託契約者)に置き換える、③賃上げを抑えて、賃金は生活に必要な額(生計費)でなく、業績成果で決める、④公社の利益に貢献した度合いにより処遇が決まり、業績・成果が下があれば降任・降格させる、⑤これにより職員をお互いに競争させ、能率アップを図る。

その影響は(ゴールなき競争で)①競争をあおり、個別管理を強める事で、労働者がバラバラにされ、賃金格差が拡大する、②自分の賃金を自分で決める傾向が強まり労働条件を維持・改善する労働組合の役割や賃上げ闘争も否定される、③目標達成に向けてサービス残業が野放しになる危険性とリストラの口実になる、④労働協約の役割が否定される、⑤公共の福祉を基本にした国民サービスの切り捨てにつながる。

以上、このように私は考えます。職場では役職者に評価の模擬訓練を始めさせようとしています。が成果主義資金を柱とする「人事制度改革」案は労働組合との交渉による協定が必要です。協約改正が出来なければ、この制度は、廃案になります。皆が反対の声を上げれば跳ね返す事が出来ると思います。

(保険分会)

質問

- 「社会通信」89号(2月21日)、11頁の数字がかなりでたらめ(印刷マチガイ?)で読めません。
- ① 11頁後から五行目の四百五十八億円?
 - ② 同じく後から六、七行目の歳入十七兆:
 - ③ 12頁一行目の予算規模の比較

訂正

ご指摘ありがとうございました。おっしゃるとおり「でたらめ」です。ごめんなさい。正しくは次のとおりです。(一ドル＝一〇六円)

- ① 米の歳入 一兆七九八〇億ドル(一九〇兆五八八〇億円)
- ② 米の歳出 二兆三一九〇億ドル(二四五兆八一四〇億円)
- ③ 日米の予算規模(歳出でみると)

二四五兆八一四〇億円ワル八一兆一〇〇〇億円＝三・〇三倍。大きな数字あつかうには注意が必要なこと痛感しました。

(滝野 忠)

再び、「人権」「環境」を考える

—つくば市の「のりのりバス」乗り込み顛末記—

「反響」 つくば市の市内循環「のりのりバス」乗り込み奮闘記については、多くの方々から激励のメールや手紙をいただいた。

その内容は、①いろいろな意味でとてもいい話、一時間か二時間のドラマにしたいくらい、②差別禁止法の取り組みのなかで事例として報告したい、③のりのりバスの目的を考えたら、障害のある人など交通弱者にのっていただくための体制づくりは必須でしょうし、他地域のいわゆるコミュニティバスではこのような乗車拒否はあまり見かけないものと聞きます。前向きになってくざされれば、たとえば研修プログラムの実施は市内の障害のある方々が積極的にかかわってくれるのではないかと思います。大学の講座のなかで紹介し、学生などにも考えてもらいたい、④こういうアクセスの繰り返しですが、アクセスの風通しを良くし、バリアフリー化されていくのです。運転手の差別的なマインド（こころのありよう・電動車いす使用者に対する態度・構え）を今回は見事に変えさせましたね・・・喝采です、⑤運転手さんの気持ちに変化が見られたのは面白い。本来労働者はやさしい、これが描かれていたことは嬉しい、等々だった。

つくば市への要請 「学術都市」、つくば市は、来年秋、東京と四十五分で結ぶ鉄道「つくばエクスプレス」の開業も控えている。つくば市長はそれを売りに、「環境都市つくば」「福祉都市つくば」「自律都市つくば」の三本柱を体系化し施策に取り組んでいると宣伝、市民向けのアピールを行っている。しかし、「のりのりバス」は生活の足として、高齢者も妊婦も、ベビーカーの赤ちゃんもお母さんも、車いす使用者も、誰もが平等・安全・快適に、地域コミュニティを豊かにする重要な役割を果たすものであるはずだが、この度の乗り込みで見えてきた差別は余りにも酷い。国際障害者年から実に二十年余も経っているにもかかわらず、つくば市は市政の面でもバリアが多すぎる。そもそも公共交通にはバリアなく、誰もが平等・快適に移動できることは社会参加や通勤、通学、通院、買い物、レクリエーションなど人として生きていくための基盤だ。沼尻好夫さんとかつえさん夫妻と私は意見一致し、三月八日、アポを取らず所管の保健福祉部社会福祉課に出向き、「のりのりバス」について質問し、左記の六つの要請を行った。要請の内容は、

- 1、どうして電動車いすは乗車できないのか。電動車いすを排除せず、平等に乗車できるようにされたい。
- 2、電動車いす用のストッパーなど固定装置がないのはなぜか。なぜこれまで設置してこなかったのか。早急に取り付けるようにされたい。
- 3、通勤の路線バスなみのダイヤなのはなぜか。遅れを取り戻すためか、飛ばし縦揺れが酷（ひど）すぎる。「のりのりバス」は生活の足であり、高齢者やベビーカーや車いす使用者などさまざまな人が乗り降りする。ゆとりをもったダイヤで走行されたい。
- 4、リフトの上がり降りは、とても怖いもの、使い方についての指導をどう徹底しているのか。少なくとも、バック、ストップなど丁寧に声かけしながら、安心できるように誘導されたい。
- 5、固定装置の器具の確認や操作方法はどう徹底しているか。安心できるように徹底されたい。

6、委託業者任せにすることなく、市の責任で「福祉都市つくば」にふさわしく、車いす使用者など当事者参画のもとに安全で安心して利用できるようにされたい。

つくば市社会福祉課・課長の回答 最初に対応したのは課長補佐の飯田昇さんであったが、文書を差し出すと彼は相談に行くと言って席を離れ課長・宮島敏さんを連れてきた。回答は宮島さんが行い、飯田さんは熱心にメモを取るなか話しあいは一時間半つづいた。回答の概要は次の通りだ。

「1」と「2」について、当初、電動車いすものれると思っていた。しかし、固定装置の幅が違う。委託業者の話では「普通の」車いす用向けの器具だから、安全性の問題で、「電動車いすは利用できない」としてきた。今後いい方法がないか検討していく。

「3」は、今年の担当者の話合いで、「利用者増でダイヤ通りに走れない。時間スレスレ、乗降で遅れてしまう」との意見が出た。一便だけ減らすかたちで見直しを考えている。「4」「5」については、そういうことが無いように、どうしていくか、ちかじか委託業者の代表者を集めて説明し、徹底する。

「6」は、当然のこと、利用する方々との話し合いが、これまで無かったが…。また、コミュニケーションバスとしてどう取り組むかも重要だ。

私たちの反論とやりとり 以上の課長の宮島さんの回答に対し、まず沼尻好夫さんは、「リフトについては問題ない、幅も広いし、二台は乗れる。しかし、電動にあうストッパーがなければ何にもならない。担当課の認識の甘さを認めるか。」と切り出した。宮島さんは、領きながら「今後内部で検討していく」と即答した。

さらに、好夫さんは、「今日も僕はこの電動車いすでのりのりバスに乗車してきた。大丈夫だった。電動車いすはたいだい大丈夫だと思おう」と、つづけた。妻のかつえさんも、「私は手動車いすで乗ってきたが、一ヶ所留めるだけで大丈夫だった。工夫すればよいことだ。」など話をするなかで課長さんも納得しようだった。かつえさんは、すかさず「これまで運転手さんは、『電動車いすは市役所から断ってもいいと、言われている』としてきたが、今後は『市役所も電動車いすで乗っても良い』とするか」と詰めた。

これに対して課長さんは少しあわてた表情で声を落としてはいたが、「はい」と答えた。かつえさんは、課長さんの答えをメモするように介助者に依頼し、「3」について、「乗り降り遅れてしまうから一便減らす、とは何事?。増そうという発想になぜならないの?」と投げかけた。これについては私も、これからの高齢社会にむけて、つくば市長も「福祉都市つくば」を宣言していることから、「増やす」と言うのでなければおかしい。来年はつくばエクスプレス開通で、東京から車いす使用者なども多くの人々がやってきますよ。その時あわてないように今から体制整えなければね」とだめ押しした。

課長さんは、「頑張ります。つくばエクスプレスで路線バス含めてすべてが変わってきますしね。」と感慨深そうに話していた。

車いす使用者の乗り込みに「七分かかった。タバコ一服できない…」等の運転手さんの心ないひとことに対し課長の宮島さんは憤慨し、「嚴重に…」と言いだした。私たちは、「その差別的なありようは問題だが、個人攻撃をしているのではない」、「委託業者の集まりの折りに、そこを丁寧に話して差別的無いように積み上げて欲しい」と話し込んだ。

車いす当事者の参画が使い勝手のカギ 私にはさらに、「6」について、「本当に大丈夫ですね」と念を押し、「車いす使用者と一緒に作り上げるか否かで、その後の使い勝手に格段の違いが出る。頭と机の上だけの議論をいくら積み上げてもダメよ」と言い添えた。好夫さんも、「そうだ。これから僕ら、のりのりバスで帰る、それを見に来て欲しい。それで考えて欲しい」とつよく要望した。課長さんは、時計を見ながら、「あっ、時間がないな」と。私は、「では、課の誰かを」。そんなやりとりの後、私たちは市庁舎前の停留所で「のりのりバス」を待っていた。

のりのりバスの発車時刻に、なんと課長さんと副課長さん連れだつて来てくれた。バスは一〇分弱遅れたが、その間、市内を走るもう一つのコミュニティバス、「つくつくバス」に話題が広がった。バスが来るや課長さんは運転手さんと一緒に作業開始、好夫さんかつえさん夫妻はすんなりと乗込むことができた。私たちは満面の笑顔で手を振って市庁舎をあとにした。バスのなかで、好夫さんもかつえさんも私も何か嬉しく、次は四月、存分のりのりバスに乗車し、花見を楽しみ、その後課長さんに会いに行こうと話が弾んだ。

先週末、課長さんと担当者が、介助事業所を訪ね、のりのりバスで乗車拒否にあった人を探していたという。三月中旬の市議会はのりのりバスについての質問があるとも聞く。

コミュニティバス 私たちの要請「6」に関連して課長さんは、「コミュニティバスとしてどう取り組むかも重要だ」と、答えている。コミュニティバスは、これまでの路線バスではカバーできなかった所にも、きめ細かなサービスをを行うバスだ。人に優しい低床バス・ノンステップバスとして自治体が運行主体となる地域移動サービスだ。

これによって自家用車の利用を減らせば、環境にも貢献できる。自動車を運転できない高齢者や障害者、こどもをはじめ、誰もが街を生き生きと行き来できるようにもなる。商業施設も賑やかになること間違いなし。そこに暮らす人と人とを結び付けてくれるバスとしても期待される。しかも運賃はほとんどが百円と低廉。ちなみに、つくば市の「のりのりバス」は無料。同市の「つくつくバス」は百円、二百円でその日一日乗り降り自由だ。

「東京都下で次々に運行が開始されている小型でアクセシブルなコミュニティバスは、電動車いす使用者も自由に乗降できる。その運行開始式典に欠かさず参加し、『初乗りが楽しみ』といつも楽しそうに今福義明さん。彼の乗車体験記(障害者総合情報ネットワーク『季刊ジョイフルビギン』No.18)の抜き刷りも課長さんに渡してきた。今後話がどのように深まり広がるか、楽しみがふえた」のりのりバス」乗り込みの顛末である。(嘉)

◇ 読者からのおたより ◇

「共産党綱領」『社会通信』二月十一日号「日本共産党の新綱領と共同戦線」を拝見しました。日本共産党の綱領批判は私達のような基礎理念を持たない者にはできないことですが、論文の堅調性に深く感じました。票をかせぐ事を第一の主要任務とした為に、私の近所の共産党員は「老人が配つて」います。「あなたが配らなくても他に配る者がいるだろう」というと、「若い者は動かない」と言います。統一行動の革新懇で負けたのは、いい資料を郵便箱に入れるが、それを読むよう個々面接をしないからと言つても反省の弁はない。革命的精神なしに前進はしないですね。(一読者)

編集部より このお便りは筆者の原さんに寄せられたものです。熱心にお読みいただいていることに筆者とともに大感激。共産党は労働運動専門誌『月刊労働運動』を三月で廃刊にします。ここにも共産党の限界がみられます。でも「老人」が革新運動の先頭にあるのは共産党だけにかぎりません。ある種の自然発生性が求められます。

金と思想と 「通信」昨日受け取り拝読しました、いつもありがとうございます。巻頭言(第八九〇号)の「和

の精神」「日本人のアイデンティティ」…については、別途論じなければならぬ、根の深い問題です。神戸ワーカーズ・ユニオンの、財政難のことはひと事ではありません。茨城ユニオンも規模は小さいが同様の苦慮の只中にあります。まことに先立つものは「金」です。血税を何兆、何億円と浪費している奴等のことが腹に立つ。我々は、何千円のこと、活動が追いつめられるのだから。

(茨城ユニオン・M)

編集部より いつも楽しいお便りに感謝。誌面の関係でなかなか使えません、お許しを。ブルジョア民主主義、つまり「自由」についてもしよせん「金」。これが本質です。

排外主義的主張 最近インターネットで歴史関係のサイトを見ると、右翼的・排外主義的主張が多いのに驚かされます。貴誌の健闘を祈念します。

(神奈川・S)

編集部より 国会審議では第二自民党の民主党が、「拉致問題」等で「なまぬるい、経済制裁を」と自民を右から批判するので、自民党はウハウハ。右へ右へと草木もなびく。

前進の年 今年は国鉄闘争、自衛隊のイラク派兵、憲法「改正」問題等、どれをとっても正念場の年です。参議院選挙で護憲統一候補の勝利を含め、飛躍・前進の年にしたい。

(東京・S)

編集部より なにがなんでもそうしなくっちゃ。「下」からの運動がない！しかし、世の中は必ず動く！だから核をつくらなくっちゃ。それが今の課題。

警察も注目! 四回目となった熟年者ユニオンの「年金改悪反対街頭行動」は、厳寒が緩んだ二月

一六日に三宮センター街からJR元町駅西口まで、ピラを配り「年金改悪反対」、「イラク侵略・自衛隊派兵反対」、「国民を馬鹿にするナ」、「小泉はやめろ」、「参議院選は、よく考えよう」、「税金の無駄使いをやめ年金・医療に回せ」と市民に訴え、サンドイッチマンデモを行いました。

デモ出発前、長田区の男性が「こういう取り組みは良いことだ。ワシも考えたい」とデモ隊に話し込み「会報を送って欲しい」との要望が出されるなど、取り組みが広まり関心も強まっています。後日、生田警察署から「七十二時間前にデモ届けて欲しい」と電話がかかってきています。ある会員は「ほーおーけいさつから電話かい。警察も注目してきてることで、熟年者ユニオンも市民権を得たと言ふことじゃ。熟年者ユニオンの取り組みは、話題にことかかん」と話しています。

編集部より 楽しんで注目浴びる「サンドイッチマン」デモ、拡大のようすに乾杯！そして全国にひろげよ。

航空自衛隊奈良基地に申し入れ 去る一月二四日、天教労（天理市教育労働組合）は、憲法を生かす奈良県民の会とともに航空自衛隊奈良基地に「憲法九条の遵守」「自衛隊のイラク派遣中止」などを求める請願書を当直の自衛隊幹部に手渡しました。内容は―

「ついに自衛隊がイラクへ出発しました。このイラク派兵を心配し、日本とアジアの平和を求める立場からすぐ自衛隊の派兵を中止し撤退することを求めます。

日本国憲法は、国際紛争を解決する手段としての武力の行使を放棄し、武力によらない平和外交を決めています。今もイラクは戦争状態です。自衛隊員の生命も危ないです。テロというよりアメリカの侵略に対するレジスタンスといえます。この国連を無視したアメリカの蛮行を「支援」する、自衛隊のイラク派兵を直ちにやめて、国連を中心として、武力によらないイラクの人道支援復興を求めています。ご意見を歓迎します。」

(天教労)

編集部より 全国の皆さん、こんな報告をドンドン寄せてよ。どんな行動が反撃のきっかけになるか、行動したきゃわかりませんもの。

〇四年春闘スタート 〇四年春闘スタートしています。日本経団連は「人件費を減らす覚悟が必要」「賃下げも話し合いの対象」などと極めて階級的な態度です。一方、連合は「賃金カーブ（定昇）の確保」を方針に掲げています。それがやっつとです。さらに、労働側の統一した要求額や行動（ストなど）づくりも既になくなっていきます。資本側が「経営課題を討議・検討する『春討』」とウソぶく背景には春闘や産業別統一闘争の解体が見え見えなものです。問われているのが私たちの態度でしょう。ガマン・節約の生活やサービス残業・手当カットの労働実態をメモってみることで、また、どう考えているのかを皆で話し、その実態を科学的に解き明かす「賃金」の学習も大きな力になります。パートや臨職、そして他組合との交流も共通の課題を統一して闘っていくためには必要です。実態を、要求を、取り組みを、具体化していくことが問われているのではないのでしょうか。そのことは労働組合の任務でもあります。「春闘」は資本側と討論する場ではありません。労働力を売るしか生活できない労働者が、働き生き続けるための要求を、統一された労働者の力を背景に、資本側へ改善を迫る闘いなのです。

(内原地区労)

編集部より 「上」から方針はなにも示されません。待つてちゃダメ。内原地区労のような行動運動を「下」から展開するのが「春闘」再構築です。

便利で有意義 毎月、党の学習会を三種類づつつけています。他にも一つ。医療関係者で、これらとは別です。社会通信を時々参考に引用しています。便利で有意義。

(えひめ・M)

編集部より 嬉しいお便りに感謝。学習会のもようなどおたより、原稿に。さらにご要望も。